

本部旅費及び費用弁償に 関する規程

社会福祉法人長光福祉会

社会福祉法人長光福祉会本部旅費及び費用弁償に関する規程

(目的)

第 1 条 この規定は、社会福祉法人長光福祉会の理事及び監事及び評議員に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(種類)

第 2 条 旅費及び費用弁償の種類は車賃、日当を含めたものを一律に旅費及び費用弁償とする。

(金額)

第 3 条 旅費及び費用弁償の金額は次のとおりとする。

1 日につき

1	理事会	3, 0 0 0 円
2	監事監査	5, 0 0 0 円
3	評議員会	3, 0 0 0 円

(旅費及び費用弁償の支給)

第 4 条 理事会及び監事監査及び評議員会に出席した日数を年度末で精算し支給する。

(準用)

第 5 条 この規定に定めていない事項については、施設に定める旅費規程を準用することとし、車賃等については施設長の額と同等の取扱とする。

(附則)

この規程は平成 2 9 年 4 月 1 日から適用する。